

教員免許更新期限が延長になります。

令和3年、4年3月 31 日期限の方が対象！

文科省は6月5日、教員免許更新期限の延長を可能とする通知を出しました。

通知によると、新型コロナウイルス感染症の影響による教員の業務量の増大が「教育職員免許法等の『やむを得ない事由』」に当たると解し、延期又は延長を行うこととしても差し支えないとして、その期間をおおむね2年としました。詳細は図の通りです。これにより、「2021 (R3) 年3月31日及び2022(R4) 年3月31日に更新期限を迎える者」は2023(R5) 年3月31日まで、免許状有効期間の延長または修了確認期限の延期が行われることとなります。

県教委では、対象者は延期の申請が必要としていますので、詳細は県教委へ問い合わせてください。また、延期で更新した場合でも免許の有効期間は10年となるため、現状では令和15年3月31日に更新期限を迎える対象者が大幅に増えることも想定されます。

全教は4月16日に文科省へ対して「学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校再開にあたっての緊急要請」を行いました。その中で、教員免許更新についても重点項目としてあげていました。その時点では「現時点では予定通りだが、夏に向けて実施状況や感染状況をふまえ、必要な措置を検討する」と回答しました。要請の結果、今回の通知が実現したものと考えられます。

教員免許状の有効期間の延長等の後の更新講習の受講期間の変更に係るイメージ図

別添

※更新講習の課程の修了が困難である「やむを得ない事由」がなくなった日をR3.1.31として、同日から2年2月、教員免許状の有効期間満了日の延長等を行う場合の例

